工事下請負契約約款

(ジェイアール東海建設株式会社)

(総 制) 第1条 元請負人ジェイアール東原整数株式会社(以下「甲」という。)と、下請負人(以下「乙」という。) とは、元請工事を完合するため、在玄書記載の工事(以下「棚別工事」という。)に関し、注文書、注文請書に定めるもののほか、この工事下請告契約お飲(以下「帰款」という。)に基づき、関節、仕書書その他の関節に仕らを「設計図書」という。以下同じ。)に後い各々対等の立場に立って該実に契約を履行する。

《Fathacterns》

「第2条 甲が注えし、乙が施工する棚別工事の契約(以下「棚別契約」という。)について、注文書、注 対書を入取さ計図数に特別の定めのない事項は、すべてこの約例に定めるところによる。 「指数契約の成立」 第3条 棚別契約は、甲が7の日類数を含せて、

請長契終かの成立) 発条(國別契約は、甲が乙の見積書を審査の上、注文書を発行し、乙がこれを引受けて甲に注文請書 を提出したときに成立する。

(工程表) 第4条 乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく工事計画書及び工程表及び第9条も踏まえ た作業予解書を作成し、個別突縮成立後速やかに甲に提出する。 (関連工事との調整)

第5条 甲は、

関連工事との調整 お条、甲は、元緒工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連かる工事以下「関連工事」とい う。との調整を図り、乙はその指示に従う。 こ。乙は、関連工事を加工者と緊急に連絡・協調を図り、元請工事の用消水均成に協力する。 指令事理がり維約 お条、甲及びには、施工にかたり制盤楽法、その他拡工、労働者の使用、資機材等に関する法令及び これらの近合に基づく監督官公野の行政情報を選手する。 2、甲は、乙は人、前軍に関わる社合版であるの社合に基づく監督官公野の行政情報に基づき 必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。

並が味付別 条、乙は、個別工事にハバては発注者及び甲の企業秘密並収に施工上の工法、技術これらに関する 情報を選及は営業上の秘密の一切を、個別契約拡立後はもとより個別工事の対応後であっても他に 編めまことはない、乙は、その財務化作業員をおり、以下同じ。)及び乙の下請負人又はその使 用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

許権等) 条 乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを 施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指図によって使用するも ハベニアが生なかれたがいかというについてはこの限りでない。

7で、乙がその存在を知らなかったものについてはこの限りでない。 乙は、契約の履行に限して知り得た施工方法など、又は押と共同で開発した施工方法などについて、甲の書面による同意を得ないて使用し、又は特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者

(2) 労働制機の利益が小の減い等に関するは任命も多素的と単少定めにより、労以接受はよるの価値について、2を事業上とする計で受けた場合は、こめ加入する労民限能はよる。 4. 乙は、甲の労災国防会制度に加入し当該工事の注文金額に対し規定の率により拠出金を拠出する。 (事業)等の小部分を設定していません。 第10条 フは、甲の跡ががあるときは甲にその事業経営の内容などについて報告をしなければならない。 貸足の棚間の 第11条 甲は、施工上の工程の細部、作業がおなどを定めるに当って、あらかじめ乙の産見を鞭取する。 (治師:主義)

第12条 この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面により行う。

(権利譲称の譲渡) 第13条 甲以上21点、この契約及り種助限約により生する権利又は維持を第三者に譲渡し、又は承維させない。ただし、相手力の書価による承諾を得た場合は、この限りでない。 2、甲以上21、軍目的後以上1年取財総、限し入上軍事材料に担保総合合む。以下同に、)を第三 者に譲渡し、貸与し、又は総当権その他の租保の目的に供しない。ただし、相手力の書価による素 訴を得か進合は、この限りのない。 (一括委託又は一括下語真のが出すい

(関係事項の通知) 第15条 Z 上、甲(対し水のを射に掲する事項を運命なく書面をもって通知する。
(1) 建設金の許可薬種及び番号
(2) 属用労困難氏者
(3) 工事知はよいで使用する作業員に対する資金支払の方法
(4) 金銭の源水、受価ならび、選係に使用する存職器
(2) Z 工事以上、1 に関いて、1 に関いで、1 に関いて、1 に関いで、1 に関いで、1 に関いで、1 に関いで、1 に関いで、1 に関いて、1 に関いて、1 に関いて、1 に関いて、1 に関いで、1 に関いで、

(J) マエ宮理事の比名 (3) その他施工に出来ておくことを実施づけられた有質格者などの氏名 (4) その他中の工事の施正と施工を確保するために必要と認めて指示する事項 3. 乙は甲に対して前別各号に掲げる事項について変更があったときは、迷療なく書面をもってその 旨を施むする。

留を連切り、 (肝下諸人の関係)平原の通知 第16条 乙が間別江事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、 その契約にで知識に係る江事が強なの契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。) に関し、次の各号に振りる事業を確認と、書面をもって適慮する。 (1) 受任者又は頼人の元長及び肝が伝してあるとは名称及び工事を担当する常義所の所在制

(2) 建設業の許可業権及び番号 (3) 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名 (4) 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名

(4) 上朝 8) 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法 (9) その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項 2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、選衝なく書面をもって

応する。 3. 作業所長は、この約款に基づく検査、立会などのため、現場監督員を置くときは、その氏名及び 権限を乙に適知する。

... こった、ロスの水イ吹車に百分した上事材料を使用する。作業所長は、工事用機器について適当 でないと認めたときは、乙に対して、その交換を求める。 乙は、工事現場に頼入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の 貨節をうける。

GBでつける。 第1項による不合格工事材料又は適当でないと認めた工事用機器は、作業所長の指図によって、 がこの負担によりこれを引き取る。

・弾・弾・ボール・ジャロ田・エーローへいる」 スプンの力機によったも分寸を及っ 工事材料のうた設計協助にその造版が明示されていないものについては、作業所長の指示による。 スピ、工事知識・取入して工事用機器の自常及び定期の点練機機を行いその記録を押に提出する。 との施工上発生した発生材料及び残材料は速やかに作業所外へ搬出する。

第21条 乙は、地中又は水中の工事その他施工後外から見ることのできない工事を施工するときは、作 第41条 には、地下スパットでムチャンルのロール パックション 第7番のごかを求める。 (支給材料及び貸与品) 第2条 甲の支給材料又は貸与品は、必要に応じての立会の上あらかじめ検査又は対象に合格したもの

とする。 2. 支給材料又は貸与品の受演時期は工程表によるものとし、その受渡場所は原則として甲の倉庫と

3. ZLi、支給材料及び貸与品を審負が管理者が注意をもって使用、保育し、Zの域を小場外によって、それらが減失又は強阻し、その返慮が不可能となったときは、即の用定した期間外に耐水に復するか、代品を締めるが、又はその傾落を縮減する。 4. ZLi、支給材料の情報を結構する。 4. ZLi、支給材料の企業を提供する。 2. ZLi、支給材料の必能工能が、2007年となったとき又は貸与品が使用済みとなったときは、速でがたこれを中の指定する場所に返すする。 2.3条 ZLi、施工が提付開路・適合しな、場合におって、作業所長が設計関路に適合した是正を請求したときは、施工が提付開路・適合しな、場合におって、作業所長が設計関路に適合した是正を請求したときは、是正に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して 工術を要する。

第24条 Zは、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を作業所

長に通句し、その確認を求める。
(1) 設計保護を上事等機の状態とか一致しないこと
(2) 設計保護かぶたの等様でないこと (回頭と仕様者が交互符号しないこと及び設計図書に継導又は接続があることを含む。)
(3) 工事実施があることを含む。)
(3) 工事実施がある。

が実際と相違すること (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこ

: 乍業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直

2. 作業所提は、前野の強認を求められたとを立は6・前路各外に掲げる事実を発見したときは、直 5・調査を行い、とは対してきっき措置を指示する。
3. 第1項各所に掲げる事志の甲乙間にはいて確認された場合にはいて、必要があると認められると され、工事が有、工事として指数性心を歴め変更でる。 この場合にはいて、工事又は請食性心腫が変更でついては、甲乙協議して定める。 (等しく物・工事の空間と、機能工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく紙・期間とてはならない。
第24条の2 甲及び乙は、健認工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく紙・期間としてはたらない。
2. 甲は、工事の変更をつきるは、変更使の工場を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく紙・期間としてはたらない。
1、12時のよび悪を見ます事業に関する情報の適能が第2年の他の工事又は請食化を悪と変します事業に関する情報の適能が第2年である。
第24条の3 甲は、地震の位下その他の、五以は清食化を無いる場合とは、消費契約をと続けるまされていまると認めるときは、消費契約を必能はするまではいあると認めるときは、消費契約を必能するまそれいあると認めるときは、消費契約を必能するまそれいあると認めるときは、消費契約を必能するまそれいあると認めるときは、消費契約を指摘されていまった。

いはならない。 前原の即定による通知をしたこと、接着現場の網結核、当新通知に係る事象が発生した場合には、 甲に対して工場の変更、工事内容の変更又は錯貨代金額の変更についての協議を申し出ることができる。この協議の中し出を受けた甲は、協議をし出が、根柢を大く場合その他正当な理由がある場合を徐全、被派とにひるよう努めなければからない。

合を除き、該果工気にちよう努めなければからない。 (工事の変更、甲は乙に対し、必要があると認めるとさは、書面をもって、工事内容を変更し又は工事の全部 第15 条 甲は乙に対し、必要があると認めるとさは、書面をもって、工事内容を変更し又は工事の全部 若しくは一部の施工を一時中はとせることができる。この場合において、必要があると認められる とさは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。 (2の類中による工事の必証) 第25条 乙は、天徳の不良等その責に帰することができない理由により、工期中に工事を完成すること ができないときは、甲に対して、漫響かなその理由を明らかにした書面をもって工事の延長を求め ることができないときは、甲に対して、漫響かなると認められるときは、甲乙協議して 適合化金額を変更する。

2. 削減の規定により工場を延長する場合において、必要があると認のられることは、平立にmmeし 請款性金額を変更する。 から請款による対象変更等。 から請款による対象変更等。 がきる。 中は、工期を変更する必要があるときは、こに対して書面をもって工場の変更を求めることが できる。この場合における変更自動は、甲乙協議して定める。 2. この対象の条束の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協 無のうえ適高を受えられる工期が出長を行けないとしなできる。 3. 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して指令代金額を変更する。 経験と対場的が変態が基づく指令代金額がで適当となり、これを変更する必要があると 認められるとき、甲乙ととが認識して消費付金額がで適当となり、これを変更する必要があると 認められるとき、甲乙ととが認識して消費付金額が受更する。 2. 甲と発出者との間の消費を抑じまかて、当該規則に平を含む元請工事の部分について、賃金又は 物能の変数が単独しにて消費付金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し、前項の協議 を求めることができる。

9日 甲又は乙が、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲乙協力して臨機の措置を

とる。 2. 乙が前項の規密により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち。諸負代金銀の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲乙協議のうえそ の負担額を定める。

(一般が振う。 第3 象による地域検査前に、工事目が物又は工事材料について生じた損害その地施工に関して生じた損害くの実験において別に定める損害を除く。)は、この負担とする。ただし、その損害 つら中の責に結すべき連結におり生じためについては、用がこれを負担する。
第30条の2 このがの合名に関うた場合のツ すけない表達したとさは、旧なり 主義が不履行として、故意又は過天にかかわらず途 50 万円又は中の様った損害のいずなからがつから必要を支払かなければならない。また、当事者(限しがは単一の工事と関すさせないものとし、ことの新規契約に関しては改善が取り入れるまでは機能しないものとする。

(1)新幹線さく内に無断で立入る事象を発生させたとき (2)鉄道関連工事を行うのに必要と規定された資格を不正に取得した者を、当該工事に従事

させたとき 第30条の3 Zが故意又は重大な過失により鉄道車両等との触車・特隆不良を発生させたときは、甲に 対し、金80万円又は甲が壊った機等のいずれか多い方の金額を排作する。また、当事者個人は以 降甲の工事に従事させないものとし、ことの新規契約に関しては改善が図られるまでは締結しない。 する。 (ぼした損害)

、ご ・て第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼした ※ 地上について出土のは関連上Ψの期内ペラでこれ。かしア本地へのエッドは、ハコカロ さんマンナ きたは、こがその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたも 及び地口に伴い連合部計ちることのできない事象により生じたものついては、この限りでない。 前項の場合その地施口について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその

2. 前項の場合その他鑑工について第三者との側に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその 短期線以よったら、 (天災その他不明治力にようは情) 第22 条 天災その他不明治力によって、作業所長の確認した工事の出来等総分、現場の工事何設物、現 場貌入済の工事材積及び理認機被認具に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を整ったこ とに基づく損害は、乙が二れを負担し、それ以外の場合における負担額については取けつけた要す る費用とももに、甲乙協職して近める。

放検査) 3条 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成 (構能の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。

・前はかけ取れら用いないとされ、江本、大畑の人 これをか断し、ドヤル供配を欠りる。 な、門は、工事の完成前においてもとの工事目的物の全部又は一部を使用することができる。ただ し、ごは、必要があるときは、中の回覧を停て、その使用中止を求めることができる。 。前項の場合において、日本、普段を管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用に よって江に指揮を没ましたときは、これを補削する

(請負代金か支払が送及の時期) 第35条 億別工事の請負(途の支払が法及の時期) 註文書、注文請書に定めるところによる。 2. 甲又はこれ、やじを得な、場合には、註文書、註文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得 て請負代金の支払の時別又は支払が定め変更を求めることができる。 3. 前取り場合において、甲又はこは、相手が原本で上間の出していて協議して定める。

(明日金型) 第36条 甲が特に必要と認める場合には前渡金を支払することがある。この場合、甲は乙に対し、公正 証書、又は銀行保証もしくはは段器供をもとめる。 2. 乙は、前項の前渡金を、甲が発注した個別に事の為に必要な費用以外には、一切使用してはなら

第分紀) 37条 乙は、作業所長の検査に合格した出来形部分、工事現場搬入材料で、作業所長が認定した範囲 内の請負代金相当網に対する10分の9以内の網について、注文書、注文請書に定めるところにより 部分払を請求することができる。 1. 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を

行う。 1. 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は次の式によって算出する。 請負代金額一受額済前払金額 9 請求額=第1項の請負代金相当額×一

請負代金額

4.第2項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

発入が原元という。 (京西神の支払・ 第38条 Zは、銀別工事が第33条の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することがで きる。ただし、引渡しを妻する関別工事にあっては引渡しの時とする。 2. 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文書献に定めるところにより請負代金

2. 明末、前野の定めたよる静水を受けたときは、往天器、任天器を止めの2~のレムシの内の の変色をディアる。 (領金などの立規社での他 第90条 と1911年11、とが第三者に対し負担する労務費、資料購入代金その他工事についての必要な 費用につき立様なを傾乱、明かにおるが選した場合にの原理が囲んにおいて立様なを傾乱、も しては立様な普別部とした場合を行わにおいては、明がこれらできまっかの出来高支払政 類が福田所において、明が立時とて対し、やする。 2. 明ぶとに対し有する有能が設けての他別の外後、立磐を全つ他一切の機能については、明は この明に対して有する正本的としてが必要があり、立磐を全つ他一切の機能については、明は この明に対して有する正本的をその他一切の機能と各債権の弁済期の前後及び外済期の到本の有無 でが上がり当額で相談することができる。

を開けず当額で相収するこの、この。
の中土物

10条 次の各号の一にあたるときは、乙は工事を中止することができる。
(1) 甲がこは対する債務の支払を正当公理由なく遅延し、乙が相当の期間を定めて報告してもなお
支払ながいとき
(2) 天災その他不可抗がより、工事的物に損害を生し、あるいは工事現場の状態が変動したた
め施工できないことが認められ、甲がこれを採むしたとき

2. 甲は、前の単角をにおいて、乙がインゴンの総件に扱え、工事現場を維持しては外裏人、工事用
機器等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を維備する。この場合において補償額は、

PEL公認して定める。

REAに認合者(4) たいの。

REAに定合者(4) たいの。

REAに定合者(4) たいの。
REAに定合者(4) たいの。

REAに定合者(4) たいの。
R

適合責任) 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない。 1条 申は、引き渡された工事は印物が機動以上結論に関して発明が容析に適合しないもの以下) 検 外不協合」という、であるときは、ここかは、目前が今時間以上代替が関連してよる保守の意先 を添けることができる。ただし、その履行の追形に通分が費用を要するときは、申北履行の直充 を添けることができな。ただし、その履行の追形に通分が費用を要するときは、申北履行の直充 多が成れときは、申れ、その「確当の相関を認めて履行の直形の権害をし、その期間がに履行の直 ががないときは、申れ、その「確当の一種度に広して「(他の)機能を添けることができる。ただし、 からあるの、中間のは悪行する場合は、保管をすることなく、直ちに代金機能を添けることがで の一般行の部分が不能であるとき。 (2) Zim履行の記念を認能する意思を明確に表示したとき。 (3) 下事目的を外接で対象性する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追売をしないでその時期となりました。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追究を受ける見込み

ものとみた。
4. 住空の品質線を必能等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に定める住宅を新 参する複型工事の消費契約である場合には、工事目的物のうち仕宅の品質線を必能等に関する法 性細行令(平成)セ学を介容は4号 第5条第1項及び第2項に対した効の製料で基金(機工力 又は消失の浸入に影響かなしなりを除く。)について修補又は損害賠償の消水を行うことのできる期 間は、引渡しの日から10年間とする。 、第12の後に上影響がは、19年間か多項を持つ着か支給材料の性質又は甲若しくは仕事所長の指定などに

3. かしかのの定は、工事に印かつかり独自の少か的がかつ工業人は下すしていまい表の元が1回じなどにより生にたらであるときは、これを満用しない。 便行理解の場合における指導金) 第4章 名 この際に対する理論金) 後担当の期間外に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

14 第 「ハーバーのの。 検引当の期間内に対象する見込みのあるときは、甲は、ムルッカロコにないかった。 とかできる。 2. 前中の構造の・簡は、請負代金額から出来形態分に相応する請負代金相当額を物験した額につき、 遅ら報以ばに、第3条の下請良報のの成立した日の「契約契約の支建返認加上等。に関する法律、 第3条にからの場所では難した場合。 3. 神の質に対す、小を担当により、第3条を前形金、第3条を節分数し、第3条を(分配物の支払)の規 だによる請求性の支払の受担におり、第3条を前形金、第3条を節分数し、第3条を(分配物の支払)の規 だによる請求性の支払の受担におり、第4条を前針を、第4条を節分につき、遅延日報いてし、 が物性酸な著名以資本を節が4、400 万円以上が出入であるときは第3条の「請良税等のが立した」 本を節が4、400 万円以前から入りに関いてあるときは第3条の「請良税等のが立した」 本を節が4、400 万円以前から入りに関いてあるときは第3条の「請良税等のが立した」 は通行規則 31条 定める特合で請求した額の登場のの支払を申しまかます。 (中の新命額)

注端庁間間、第14条に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 Pの解除額 13条 申は、乙が吹の各等の一は認当するときは、即別契約つ全部又は一部を解除することができる。 () ② () については、相当の期間を定めてその履行の保管をし、その期間物に履行がないとき 解除できるものとし、() 以下については、借告をすることなく解除できるものとする。 (1) 正計が理由がないかに、工事に事中すくき物形で過ぎなくないないとき ② 正当が理由がないかに、工事に事中すくき物形で過ぎないという。 ② 13両の又は工事服態機能自実開かに工事を心能する反とみがないと明らかに認められるとき (3) 正対外、西存管理、安全管理とが治断、不良で中に重大な速度をさまばたとき、又はお は行すなそれがあらと認められるとき (5) 支払停止、又は彼難、医科学とが治断、不良でい重が大速度をさまばたたとき、又はお は行すなそれがあらと認められるとき (5) 支払停止、又は彼難、区外では を上しる等への発いを指すると思められるとき、その他質能は用又は事業に重大が変更を 生しる等への契い機能で無理があると認められると、その他質能は用又は事業に重大が変更を 生しる等への契い機能で無理を対してをし、又は受けたとき、その他質能は用又は事業に重大が変更を 生しる等への契い機能で無理を をしているのであると認められると、その他質能は用又は事業に重大が変更を 生しる等への契い機能で無理を (6) 健康変の許可が効力を失いあるいは取消され、もしくは常素の全部又は一部の枠に処分を受け たとき

(6) 難惑薬の非可が助力を失いあないは取消され、もしくは寒薬の全部又は一部の停止処分を受け たとき (7) 第15条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき (8) ごの契約の目前物を完成させることができないことが明らかであるとき (9) 司き渡されて1事目的物に契約が重合からお場合において、この不適合が目前物を除却した上で呼ば渡しなければ、契約の目的を動なできないのであると (10) この等別に温度し、その重返により個別等別の目的を重することができないと認められるとき (1) 第46条第1例を別度によるが、で間別段的が開始を申しましたができないと認められるとき (1) 第46条第1例を別度によるが、したとは、11年の手が開始が及び間があるが最上なっ に工事計算の可能した受ける。ただし、そのは無常の所な問題が高着しない場合はその可能し を受けないことができる。ただし、そのは無常の所な問題が高着しない場合はその可能し (3) 甲は、前収の可能しを受けたときは、その可能しを受けたといる。

を受けないことができる。
3. 甲は、前型の消散しを受けたときは、その引渡しを受けた出来が部分及び工事材料に報応する請 食代を相当版を2に支払う。
4. 前項の場合において、前後金があったときは、その前後金の額(第3 条(部分払)の規定による部 分私をしているときは、その部分はこおいて償却した前後金の類を(第3)条(部分払)の規定による部 分私をしているときは、その部分はこおいて償却した前後金の類を(第3)条(部分払)の規定による部 分私をしているときは、その部分はこおいて償却から、の場合に対いて、受加済かの前途を細て な法条制があるときは、乙は、その余余解説・前後金の支払の日から返還り且までの日数に応じ、注 支書、注文計審定から名称では其した郷の担金や七十で甲に返還り日までの日数に応じ、注 支書、注文計審定から名称では其した郷の場金の大田から、近半した。 5. 甲は、第1項の規定により他別等減を解除した場合において、乙に対して、その解除により甲に 生じた損害が重なりない。「知は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、他別契約 を解析することができる。 2. 前条第2項から第4項を収定した。「知当の規定により他別契約を解除した場合に準用する。た だし、前条第4項の規定の計算により他別契約を解除した場合のほかにより他別契約を解析した場合に準用する。た だし、前条第4項の規定のより制に関する部とは、単門しなり、 3. 甲は、第1項の規定により他別契約を解除した場合には、単門しなり、 3. 甲は、第1項の規定により他別契約を解除した場合によれて、これにより乙に指導を及ぼしたと きは、その相等を指する。この場合における胎が無は、甲に施機した場合に単明する。 近に上の下海を対象である。 近に上の下海を発生の下海を行るとき、別は甲に対し、甲の名を「相形を関し、上としば安 排れておとれていから行為を行ったとき、別は甲に対し、日本の表を「相形を関し、上としば安 排するおされのから行為を行ったとき、別は甲、単小はの金 かま場合。 「アとさる、最小は一条十分目のと、対象では大きないをある。 ある単合。

ある場合。

2 ころが、最小問、最小関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「最小周及び最小問員等)という)であることが特別したとき、又は乙らが最小団及び最小団員等であったことが実勢られるとき。

3 こらが、最小団及び現小団員等が経営者しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

2 こらが、最小団及び最小団員等が経営者しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を得るし、又は関連を集中するなど最小団及び最小団員等が維持運営に協力し、又は関与しているを認められるとき。

近いると影響が会れるとき。

2. 前野の契約網路に伴う途舎からいては、乙は、甲に対し、請求しないものとする。
2. ごかり交換網路に伴う途舎をついては、乙は、甲に対し、請求しないものとする。
2. ごらは、妻中庭女人番が出りでは、古くちも要求が含义は工事が高等(以下「不当介入」という)
を受けた場合には断路としてこれを指否するとされ、不当介があった時点で、速さいは前長男
参の相手方にため密告し、建設機等への種類などが揺される場合となった。
4. 乙は、こらが第1項(2)から(4)のパずねにも該当しないととを表明し、かつ样末にわたっても該当しないととを指わずる。
6. 甲戌第1日流ことを指わずる。
6. 甲戌年1日流ことを開かり、毎年1日においました。
6. 甲戌年1日流ことを開かり、毎年1日においました。
6. 甲戌年1日流ことを開かり、毎年1日によりこらに損害が生じたとしても、甲はこらに対し、これによる一切の損害が債務等を負わない。

(乙の解除権) 第46条 乙は、次の各号の一に談当する理由があるときは、相当の期間を定めて催告したうえ、個別突

条 個別原約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその 腹り、あと片付けなどの処理を行う。 前項の処理が過れているとき、催告しても、正当な理由なくなお行われないときは、相手方は、 たってこれを行い、その費用を請求することができる。

代ってこれを行い、その費用を請求することができる。 (給令の報告) 第98条 この対数の各条別において甲乙陽風して定めるものにつき協議が響わない場合、その他の契約 に関して甲乙間に紛争を生した場合には、甲以北江は、当事者の双力の合意により養定した第三者 又は越安装近による甲の本柱所を他を管轄する地変に平均令審査会しまいう。(のの っせん又は瀬野により解決を見かいる。 第98条 甲及び乙は、そつ・カスは双方が納条のあっせん又は郷野により粉浄を検討する見込みがない と認めたとさは、前条の規定があります。 第50条 甲乙間の均争につき、付毎申し立ての合意に至らない場合は、甲の本社所在地を管轄する地方 裁明存を管轄制御として合意する。 (物品却人指定条例 第51条 1. 乙が納入した物品が甲の検索に合格しない場合は、乙は乙の費用で運幣なく取替等を行ったうえ、 中本権を受けなければならなか、

第31条 1. 乙州科人した物品が甲の検索に合格したい場合は、乙は乙の費用で悪態なく取替等を行ったうえ、甲の検査を受けなければならない。 甲の検査を受けなければならない。 2. 乙は、親か焼金合格後というだ。 英導介適合が発見された場合は、その取替、補修等、契約不適合による情害の一切を負担しなければならない。 3. 乙の買、油がマ・支理曲は、名物・連延・伸び取り稼替も合む) その他債務の不履行があったとさは、甲によこは対し債物器値の添除、及び等が分類保存することができる。 4. 物品の増れた際、人 この所に、おり工事目が外、エ甲用線料又は基本者に損害を及ぼした場合は、その構たと指導の負担を行なが、シャーが明した機等の発加はこれらが行うものとする。ただし、乙が何次と損害の負担を行なが、シャーが明した機等、伸が起に付かることができる。ただし、乙が何次と損害の負担を行ったというとしている場合、中には直接性を分からというとしている場合、中には直接性を分から関係とつないます。 5. 申がえたが、全に対していることができる。この場合、単し直接性が今の機能が残る場合、乙はその実金を中が中能でする日までは、東部を全に対しているとないでは、大きないの機能が大きないます。 する支払が必要と相関することができる。支払付金を指しているとないの機能が大きる目よりも支払が可能とした場合に動物でするとないでは、対応する日よりも支払が可能とした場合に対しているとないでは、またが、大きないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないでは、大きないでは、大きないないないでは、大きないでは、大きないないないでは、大きないないないないでは、大きないないないない

・ 則) : 即) :この約款は、乙が甲の個別工事の注文を請け負うことを表示したときより実施する。 (令和7年4月1日改正)